

相模原市監査委員公表第18号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成21年2月13日に実施した事務監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、同項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成23年7月1日

相模原市監査委員 大 貫 勲

同 坪 井 廣 行

同 稲 垣 稔

同 関 山 由紀江

1 監査対象事務

公共施設における設備・機器の保守管理について(安全対策を中心として)

2 監査を実施した日及びその結果を市長に提出した日

平成21年2月13日

3 市長から措置を講じた旨の通知があった日

平成23年5月27日

4 監査の結果及び市長の講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>1 昇降機保守管理委託の契約形態について</p> <p>昇降機の保守点検に係る契約形態には、フルメンテナンス契約とPOG契約の2つの形態がある。どちらの契約形態が適しているかは、一概には言えないが、市全体として統一的な判断基準を設け、各施設がそれに従って利用形態や昇降機の設置年数、長期にわたる経済性などの面から契約形態の選択が容易に行えるよう改善を図られたい。</p> <p>特に、フルメンテナンス契約を選択した場合、無償修理や無償交換の実績を把握し、契約の効果を確認されたい。</p> <p>2 点検回数について</p> <p>法定点検以外に任意に行っている保守点検の回数について、市全体として統一的な基準はなく、各施設によって回数が異なっている。</p> <p>合理的かつ施設の状況に応じた点検</p>	<p>1 昇降機保守管理委託の契約形態について</p> <p>昇降機については、監査対象施設以外の施設にも設置していることから、各施設の契約形態について状況把握をした上で、統一的な判断基準の作成をするため、平成21年度に、各施設の実態調査等により契約形態の把握を行い、調査結果の分析を行いました。</p> <p>実施した調査結果を踏まえまして、平成22年8月に判断基準を作成し、庁内に周知いたしました。</p> <p>【管財課】</p> <p>2 点検回数について</p> <p>任意に行っている保守点検については、監査対象施設以外の施設にも該当するため、平成21年度に各施設の保守点検の回数や状況を把握しました。</p> <p>調査結果に基づき、標準的な点検回</p>

回数を算出するため、これまでの経験則から標準的な点検回数を示すなどして、全庁的な対応を図りたい。

3 仕様書について

(1) 各委託業務について、市全体としては、共通の仕様書は作成されていないため、担当課によって記載項目が異なる。中には、対象設備の詳細や点検方法、点検回数、点検時期、報告書の提出義務や提出時期が明確でないものもある。

市として標準的な仕様書を作成するなどして、契約条件の統一化を検討されたい。

数について、平成22年8月から平成23年5月の間に順次作成し、庁内に周知を行いました。

【管財課】

3 仕様書について

(1) 各委託業務については、監査対象施設以外の施設にも該当するため、平成21年度に各施設の委託業務の仕様内容を調査しました。

調査結果に基づき、標準的な仕様書について、平成22年8月から平成23年5月の間に順次作成し、庁内に周知を行いました。

【管財課】